

平成27年度 第20回 横浜弁護士会人権賞 受賞決定者

1	濱田 八重子	略歴	1963年 スカンディヤ開店 1987年11月14日 社会福祉法人「愛の森」設立 1988年5月1日 愛の森学園開所
		表彰事項	社会福祉法人愛の森学園を開設し、約30年にわたって知的障がい者の自立支援を行っていること。
		推薦理由	候補者は、私財を投じて社会福祉法人愛の森学園を開設し、30年近くにわたって知的障がい者の自立支援を行っており、知的障がい者の人権擁護に多大なる貢献をしているため。
2	神奈川県原爆被災者の会	略歴	神奈川県原爆被害者の会は、1945年8月6日の広島、8月9日の長崎への原爆投下等により被爆した被爆者のうち、神奈川県内の被爆者を会員とし、1966年1月に結成された。
		表彰事項	神奈川県原爆被災者の会が実施している、被爆者が県内の学校などで原爆の恐ろしさ、平和の尊さを伝える語り部活動、原爆被害の実相を伝える「原爆と人間展」の開催、「平和行進」等の、核兵器廃絶と平和をめざす運動、県内の被爆者の心身の健康、日常生活、申請などの相談業務を実施する等の被爆者の福祉増進を目指す活動
		推薦理由	核兵器による被害がどんなに悲惨であるか、いかに非人道的であるかを体験した被爆者自身が、後遺症に苦しみながらも「再び被爆者を作ってはならない」と核兵器廃絶を訴え、多くの被爆証言を行い、原爆展を聞く等の活動を行っている。 上記のような活動は、原爆被爆という究極的な人権の侵害を受けた被爆者自身が、二度と被爆者を作ってはならないという悲壮な決意の下、被爆者全体の人権救済活動とともに、一般市民に対し、被爆の実相を伝えるとともに、平和の尊さ、個人の尊厳及び人権の重要性を切に訴えるものであり、人権を擁護し、人権思想の普及、確立を行うものと評価される。 被爆後70年が経過し、広島、長崎の原子爆弾被害の生き証人は減少の一途を辿っているにもかかわらず、精力的に神奈川県内において活動を実施する神奈川県原爆被災者の活動を励ますとともに、よりいっそう人権擁護の輪を広げるため、横浜弁護士会人権賞の表彰に相応しいものとして推薦する次第である。